

エコマーク ~~類型・基準制定委員会~~商品類型・認定基準の制改定等に関する諸ガイドラインおよび規程(案)

2010~~7~~年~~9~~4月
~~類型・基準制定委員会~~
~~エコマーク事務局~~
 財団法人日本環境協会

[本ガイドラインなどの目的]

本ガイドラインなどは、透明で公正な制度運営のため、エコマーク ~~類型・基準制定委員会~~ (以下「~~類型委員会~~」という) ~~商品類型・認定基準の制改定等~~における各 委員会の 所掌事項について、そのガイドラインと手続き・規程を定めるものである。

全般に、ガイドラインなどの内容は、これまでエコマーク事業において実施してきた手順に加え、ISOタイプI環境ラベル規格 (ISO14024、一致規格JIS Q14024) の要求事項や「世界貿易機関/貿易の技術的障害に関する協定」(WTO/TBT協定) などの必要事項を補足して、全体として文書化したものである。

この諸ガイドラインおよび規程を改廃する場合は、企画戦略委員会、基準審議委員会、商品分野別基準策定委員会 (以下、「基準策定委員会」という)、またはエコマーク事務局の発議に基づき、類型運営委員会において委員の過半数の同意を得て議決し、~~エコマーク運営委員会の承認を得~~財団法人日本環境協会理事長が制定、施行することとする。

目 次

ガイドライン

I.商品類型の選定

I-1.商品類型選定の方針 . . . 2

I-2.商品類型選定の手順 . . . 4

II.認定基準の策定

II-1.認定基準策定の方針 . . . 6

II-2.認定基準策定の手順 . . . 8

II-3.認定基準書の記述範囲とその様式 . . . 10

III.商品類型の見直し

III-1.商品類型見直しの方針 . . . 14

III-2.商品類型見直しおよび認定基準書の
軽微な改定の手順 . . . 15

規 程

I. ~~エコマーク類型・基準制定~~企画戦略委員会規程 . . . 16

II. ~~ローキンググループ~~基準審議委員会規程 . . . 18

III. 商品分野別基準策定委員会規程 . . . 18

ガイドライン

I. 商品類型の選定

I -1.商品類型選定の方針

~~2007年9月
類型・基準制定委員会
エコマーク事務局~~

~~エコマーク類型・基準制定企画戦略委員会（以下「類型委員会」という。）~~による、新規類型の選定に際しては、以下の方針に基づくものとする。

1. 商品類型選定の方針

採り上げる商品類型は、次に掲げる方針に照らして総合的に評価し、選定する。

- 1) エコマークとして**認定**基準を設定することで、社会に大きな影響を与えることができること
- 2) 認定商品を選択・利用することにより、環境への負荷を大幅に低減できること
- 3) **認定**基準を策定することにより、より多くの事業者の行動を持続可能な社会の形成に向けて転換・誘導できること
- 4) 認定商品を普及することにより、より多くの消費者の行動を持続可能な社会の形成に向けて転換・誘導できること

2. 商品類型選定のために考慮すべき事項

新規類型の選定には、以下の事項を考慮することが望ましい。

- 1) 商品のライフサイクル（資源採取、製造、流通、使用・消費、廃棄、リサイクル）全体としての環境負荷低減効果の有無
- 2) 科学的方法に基づき客観的な**認定**基準設定が可能か
注）ISO14020「原則3」の4.4.2項に準拠する
- 3) 選定する商品類型について、改善すべき主な環境負荷項目が明確になっていること
- 4) 市場規模、マーケットシェアと普及促進の可能性、その商品分野の特性など
- 5) 商品類型選定に対する事業者・消費者の要望
- 6) 既存商品類型での対応の可能性
- 7) 次の①～③のいずれにも該当することにより、環境倫理面において適切であること
 - ①使い捨て商品（耐久性のある商品が存在する商品分野において、繰り返し使用ができない商品）など、環境面から不必要な消費をもたらす商品でないこと
 - ②環境問題をより本質的に解決もしくは悪化を防止することを目指す商品であること
 - ③その他、消費者がエコマークの意義を理解する際に、混乱を招かない商品であること

3. 商品類型（適用範囲）の考え方

- 1) 商品類型は、できるだけ機能（パフォーマンス）別に設定すること

2) 商品類型で採り上げる適用範囲は、基準の目的・コンセプトが変わらない範囲で設定すること

注1) 本項は、[ISO14024]の[3.3製品機能特性の選定]の規定に基づく

機能別の例: 「紙製品」→「情報用紙」、「印刷用紙」、「包装用の用紙」など

注2) 適用範囲の例: 「芳香族炭化水素類を含まない塗料」→「塗料」、

「オフセット印刷インキ」→「印刷インキ」など

※ 日本標準商品分類の中分類を目安とする。

ガイドライン

I. 商品類型の選定

I -2.商品類型選定の手順

~~2007年9月
類型・基準制定委員会
エコマーク事務局~~

1. 商品類型の提案選定

企画戦略委員会は、「I-1.商品類型選定の方針」に合致する新たな商品類型を検討し、選定する。

~~エコマーク商品類型の提案は、次の2通りとする。~~

~~A. 事務局の提案~~

~~B. 供給者、消費者または第三者*からの提案~~

~~*供給者、消費者、第三者の用語は、それぞれISO14024第3.7項の"supplier(first party)", "purchaser(second party)", "third party"の区分に基づく。~~

2. 商品類型提案の募集

エコマーク商品類型の提案は、次の2通りとする。

A. 事務局の提案

B. 供給者、消費者または第三者*からの提案

*供給者、消費者、第三者の用語は、それぞれISO14024第3.7項の"supplier(first party)", "purchaser(second party)", "third party"の区分に基づく。

- 1) 新しいエコマーク商品類型の提案（以下、新規類型提案）は、供給者、消費者または第三者から募集する。
- 2) 事務局は、年に1回、新規類型提案の受付期間を定めて、ホームページなどで提案の募集を行う。

3. 商品類型の選定手順

類型選定の手順は、基本的にISO14024の第6章「6.3製品カテゴリーの選定」の手続きに従う。

新規商品類型の選定は、企画戦略委員会が事務局の提案、および供給者、消費者または第三者から受け付けた新規類型提案をもとに考慮しつつ、「I-1. 商品類型選定の方針」の考え方に沿って、以下の手続きにより行う。

1) 企画戦略委員会による検討

企画戦略委員会は、重視すべき環境問題、消費トレンドなどの社会動向を踏まえ、新たな商品類型化の候補を検討する。

2) 事務局企画戦略委員会による情報収集

事務局企画戦略委員会は、提案を受けた内容について情報収集や必要に応じて提案者へのヒアリングを行う。

3) 意見聴取会の開催

企画戦略委員会の指示などにより、意見聴取会を開催できるものとする。意見聴取者は企画戦略委員会委員とし、意見発表者は、意見提出者のうち直接意見を聞く必要があると判断された者、その他企画戦略委員会で指定した者とする。

4) 類型企画戦略委員会による選定

事務局が行った情報収集やヒアリングなどにもとづき、類型委員会で企画戦略委員会は、1)～3)の手続きを経て、基準策定委員会の設置を検討する商品類型化候補の絞り込みを行う。基準策定委員会の設置が可能となった時点で、新たな商品類型として選定・公表する。

5) 選定結果の公表・通知

類型企画戦略委員会の選定結果に基づいて、以下の通り発表する。

①新規商品類型として選定するもの

- ・ ~~その~~商品類型名および選定理由の概要をエコマークニュースおよびホームページに和文と英文の両方で公表する。
- ・ 同時に、「世界貿易機関（WTO）」の「貿易上の技術的障害（TBT）に関する協定」に従い、IEC情報センターへ当該新規商品類型の設定を通報するとともに、通商弘報を通じて通知広告を行う。
- ・ 事務局より、提案者に選定された旨の通知をする。
- ・ その後、「II-2認定基準策定の手順」に従い、認定基準策定の手続きに入る。

②新規商品類型として選定しないもの

- ・ 事務局より、提案者へ不選定の旨を通知する。

ガイドライン

II. 認定基準の策定

II-1. 認定基準策定の方針

~~2007年9月~~
~~類型・基準制定委員会~~
~~エコマーク事務局~~

認定基準の策定は、以下の方針に基づいて行うものとする。

1. 認定基準策定の考え方

認定基準書内容の策定にあたっては、[ISO14024]の[6.4製品環境基準の選定及び策定]および[6.5製品機能特性の制定]の手続きに従い、[原則5.2～5.8、5.10、5.12、5.14および5.17]を満たすものとする。

なお、認定基準策定にあたっては、次の1)～3)に基づく。

- 1) エコマーク事業実施要領 表1「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」を活用し、商品ライフサイクルの全段階における環境負荷を考慮に入れ、その商品の資源採取、製造、流通、使用消費、廃棄、リサイクルによる環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ないレベル、またはその商品を利用することにより、他の原因から生ずる環境への負荷を低減できるレベルに**認定基準**を策定する。なお、環境負荷のトレードオフも考慮することとする。
- 2) 複数の認定基準項目候補案の中から、その商品タイプの目的を達成するために優先度が高い基準項目を絞りこんで選定する。
- 3) より多くの事業者、消費者の行動を持続可能な社会の形成に向け転換・誘導できる認定基準を策定する。

2. **認定基準策定**における特定注意事項

- 1) **認定基準**策定の検討範囲は、原則として環境負荷低減に資する項目とし、品質基準については、商品類型ごとに必要に応じて設定する。
- 2) 認定基準で要求する試験等については、参画機会を最大にするために、試験費や期間等が申請者にとって妥当かどうか考慮する。
- 3) 客観的な審査を実施するために、できる限り、定量的評価が行える基準を設定することとし、定性的（報告）基準は極力設けない。
- 4) 申請者が当然順守すべき国内法規等に関する基準を極力設けない。
- 5) **認定基準**として選定されなかった項目の中で配慮が望ましい項目や次回の見直しにあたって考慮されるべき項目については、「配慮事項」として設定することができる。

3. 認定基準の有効期限

認定基準の有効期限については、原則5年間とし、最大7年間まで設定できることとする。なお、III-1. 1. 3)に定めるとおり、有効期限を延長することもできる。また、諸般の事情がある場合、**類型企画戦略**委員会の承認を経て、必要に応じて有効期限を延長することができる。

表1 「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」

環境負荷項目	商品のライフステージ					
	A.資源 採取	B.製造	C.流通	D.使用 消費	E.廃棄	F.リサイ クル
1 資源の消費						
2 地球温暖化影響物質の排出						
3 オゾン層破壊物質の排出						
4 生態系への影響						
5 大気汚染物質の排出						
6 水質汚濁物質の排出						
7 廃棄物の発生・処理処分						
8 有害物質等の使用・排出						
9 その他の環境負荷						

ガイドライン

Ⅱ. 認定基準の策定

Ⅱ-2. 認定基準策定の手順

~~2007年9月~~
~~類型・基準制定委員会~~
~~エコマーク事務局~~

1. ~~ローキンググループ~~基準策定委員会の設置

「Ⅱ-2. 商品類型選定の手順」により選定された新規商品類型、および「Ⅲ-1. 商品類型見直しの方針」に従い「全面的な改定」が必要と判断された商品類型について、~~ローキンググループ~~
~~商品分野ごとに基準策定委員会~~を設置する。

2. ~~ローキンググループ~~委員選定手順

- 1) 以下の手順に従って、事務局で~~ローキンググループ~~基準策定委員会委員候補者リストをまとめる。
 - ホームページなどで幅広く企業・団体からの委員の推薦の募集を行う。
 - 事業者関係団体、消費者関係団体（消費者団体、環境NGOなど）からの推薦、紹介を得る。
 - 中立機関の専門家や有識者（大学の先生、研究者など）などを事務局が推薦する。
- 2) 財団法人 日本環境協会理事長は、上記1)の候補者リストをもとに、~~ローキンググループ~~
~~基準策定委員会~~の運営に必要な人選を行って委嘱する。委員は3名以上をもって構成し、商品類型に関する供給者、消費者、中立機関の専門家や有識者が、それぞれ1名以上含まれなければならない。認定基準案作成にかかわる委員名は、非公表とする。

3. 認定基準案の策定

認定基準案は、「Ⅱ-1. 認定基準策定の方針」に従って~~ローキンググループ~~基準策定委員会で策定する。

- 1) 事務局は、新規商品類型の認定基準案策定に先立ち、基準案策定の方向性や重視すべき環境負荷項目などについて、ホームページなどでの意見募集や、消費者関係団体等からの意見聴取を行う。
- 2) ~~ローキンググループ~~基準策定委員会は認定基準案の策定にあたって、上記1)の結果に十分配慮するものとする。

4. 認定基準案の公表・意見受付手順

4.1 認定基準案公表に関する手順

- 1) 基準策定委員会は、策定した認定基準案を基準審議委員会に諮問する。
- ~~2) 類型基準審議~~委員会は、認定基準案を専門的見地から審議し、~~する~~。認定基準案は、
基準審議委員会の審議を経て公表を承認する。このとき、基準審議委員会は基準策定委員会に認定基準案の再検討を求めることができる。
- ~~3) 当該認定基準案の策定にあたって~~~~ローキンググループ~~基準策定委員は~~類型基準審議委~~

員会に出席し、認定基準案について意見を述べるものとする。

~~⇒4)~~ 公表が承認されない2)で認定基準案の再検討が求められた場合、当該認定基準案は~~ローキンググループ基準策定委員会に差し戻すこと~~の再検討を経て公表する。

4.2 事務局による認定基準案の公表

- 1) 類型基準審議委員会および基準策定委員会の審議結果に基づき、事務局が認定基準案を公表し、意見受付を行う。公表は、エコマークニュースおよびホームページに和文と英文の両方で行う。
- 2) 上記1)に先だって、「世界貿易機関（WTO）」の「貿易上の技術的障害（TBT）に関する協定」に従い、IEC情報センターへ認定基準案の公表を通報するとともに、通商弘報を通じて通知広告~~す~~し、WTO加盟国からの意見を受け取る（60日間を確保する）。

4.3 意見受付

- 1) 上記認定基準案の公表に対し、表示期限内（~~6~~30日間を確保する）の意見提出を、郵送またはFAXなどの文書により受け付ける。
- 2) 意見提出に際しては、以下の所要事項を記入したもののみを受け付ける。また、意見は日本語によるものとする。
 - ・ 氏名
 - ・ 住所
 - ・ 電話番号
 - ・ FAX
 - ・ 電子メールアドレス
 - ・ 職業
 - ・ 意見を述べるエコマーク商品類型名
 - ・ 上記認定基準案への意見

5. 意見による公表案の修正および認定基準書の制定

- 1) 寄せられた意見をもとに当該認定基準案の策定にあたった~~ローキンググループ基準策定委員会~~と事務局で認定基準書修正案および意見回答書案を作成し、~~類型委員会で審議する。この時、当該ローキンググループ委員は類型委員会に出席し、認定基準案について意見を述べるものとする。~~
- 2) 類型基準策定委員会の指示などにより、意見聴取会を開催できるものとする。意見聴取者は類型基準策定委員会委員とし、意見発表者は、意見提出者のうち直接意見を聞く必要があると判断された者、その他類型基準策定委員会で指定した者とする。

6. 認定基準書の制定

- ~~⇒1)~~ 類型基準策定委員会の審議~~承認~~を経て、財団法人日本環境協会が認定基準書を制定する。ただし、公表案から認定基準の大幅な変更があった場合には、基準審議委員会の再審議を経るものとする。
- ~~⇒2)~~ 事務局による認定基準書の制定に関する公表などは、以下のとおりとする。
 1. エコマークニュースおよびホームページに和文と英文の両方で、新しい商品類型認定基準書の制定を公表する。

2. ~~類型基準策定~~委員会の審議結果に従って、エコマークニュースおよびホームページ上で意見概要およびその回答書を公表する(意見者の氏名などは非公表)~~とともに、基準案への意見に対する回答を意見者に対して行う。ただし、意見者数が多い場合(20超を目安とする)は、意見者への回答は、公表をもってこれに代える。~~
3. 「世界貿易機関 (WTO) 」の「貿易上の技術的障害 (TBT) に関する協定」に従い、IEC 情報センターへ商品類型認定基準書の制定を通報するとともに、通商弘報を通じて通知広告を行う。

ガイドライン

II. 認定基準の策定

II-3. 認定基準書の記述範囲とその様式

~~2007年9月~~
~~類型・基準制定委員会~~
~~エコマーク事務局~~

1) 認定基準書の様式

以下の「認定基準書フォーマットの目次」に従う。

2) 認定基準書に記載される各項目の内容

別紙「認定基準書フォーマットにおける各項目の記載内容」に従う。

[認定基準書フォーマットの目次]

○認定基準

認定基準書ごとに表紙を付す。表紙には以下の内容を記載する。

- ・商品類型番号 ・商品類型名 ・対象商品の一覧
- ・制定日および最新の改定日 ・有効期限
- ・制定者名（財団法人日本環境協会エコマーク事務局）

商品類型番号、商品類型名

制定者名（財団法人日本環境協会エコマーク事務局）

1. 認定基準制定の目的
2. 適用範囲
3. 用語の定義
4. 認定の基準と証明方法
 - 4-1. 環境に関する基準と証明方法
 - 4-2. 品質に関する基準と証明方法
5. 商品区分、表示など
制定日
（改定日、改定の箇所およびVersion番号）
有効期限
6. 認定基準に定める別表、別紙など
7. 付属証明書

○解説

解説 を先頭ページ左上に付す

各項目の補足説明事項（必要な項目のみ）

1. 商品類型設定の背景
2. 適用範囲、用語の定義の補足説明（必要な項目のみ）
3. 認定の基準策定の経緯
4. その他の補足説明（必要な項目のみ）

別紙 [認定基準書フォーマットにおける各項目の記載内容]

○認定基準

商品類型番号

制定日順に101から設定する。

商品類型名

その商品類型の対象商品を総括する名称が望ましい。

制定者名

エコマーク事業実施要領に基づき、エコマーク事業実施主体である「財団法人 日本環境協会エコマーク事務局」を制定者名とする。商品類型の認定基準書には、商品類型名の下段、右隅に制定者名を明記する。

1. 認定基準制定の目的

当該商品類型の目的、認定基準が目指す環境改善などについて記す。

2. 適用範囲

当該商品類型の扱う商品の範囲を明記する。

3. 用語の定義

当該商品類型で使用する用語の定義を明記する。

4. 認定の基準

以下の2項目から成る。

4-1.環境に関する基準と証明方法

当該商品類型の対象となる商品について、エコマーク商品として認定するための環境的側面にかかる基準と、基準への適合の証明方法を規定する。

環境に関する基準としては、以下のものがある。

- 1) 法規などの遵守
- 2) 絶対基準 (○か×か。例: 禁忌品を含まない、など)
- 3) 数値基準 (数値により○か×か。例: 含有量の制限)
- 4) 定性的基準 (数値を提出し、場合により×もある。例: 過剰な使用のないこと)
- 5) 報告基準(単に報告を求めるのみで、報告内容の判断は行わない。

例:包装状態、蛍光増白剤使用量、エネルギー使用量など)

基準への適合の証明方法

ISO14024「5.10適合及び検証」に述べられている適合評価の方法の優先順位に従う。

- 1) ISOおよびIEC規格
- 2) その他の国際的に認められている規格
- 3) 地域および国家の規格

- 4) 優良試験機関に受け入れられている原則に従った繰り返し実施可能で、且つ、再現性のあるその他の手法
- 5) 製造事業者の証拠資料

証明書の種類には以下のものがある。

- 1) 第三者機関による証明
- 2) 製造事業者の証拠資料（回収システムを有すること、商品廃棄時に材料ごとに分離可能であること、など）
- 3) 申込者の証拠資料

※第三者機関による証明とは、公的試験機関または試験能力を有すると認められる機関（自社および関連会社の機関を除く）の発行する証明書を指す。

4-2.品質に関する基準と証明方法

当該商品類型の対象となる商品について、エコマーク商品として認定するための製品機能特性にかかる基準と、基準への適合の証明方法を規定する。

本項において採用する基準は、原則として財団法人 日本環境協会が独自に定めるのではなく、既に存在する品質規格などを引用する。品質に関する基準は、環境保全上問題のないものであることを確認する。

既存の品質規格のない商品は、必要に応じて製造事業者の証拠書類等を提出することとし、これには自社試験結果を含む。

I S O、I E C、国などが制定する品質規格以外の品質規格は、試験機関間、地域間の不公正を生む可能性があるため、認定基準案作成時にどの品質規格を適用するか検討する。

基準への適合の証明方法

上記4-1. に同じ

5. 商品区分、表示など

商品区分（申込単位）は、同一申込とすることのできる商品の範囲を指す。一般的には「商品ブランド名」ごとに、それぞれ一商品として扱われる。

マーク下段の表示および環境情報表示については、当該商品類型の環境保全上の情報・効果を表す文字を規定する。

制定日（改定日）

制定日は、制定を公表するエコマークニュースの発行日またはエコマークホームページでの公表日から30日以内の日を指定し、~~類型委員会で承認を得~~する。改定日もこれに準じる。

有効期限

本商品類型の認定基準書は必要に応じて認定基準書の改定または商品類型の廃止を行うものとする。

6. 認定基準に定める別表、別紙など

7. 付属証明書

認定の基準に従って、適合内容を証明するための様式集。以下の2種類の様式で構成する。

①申込者が認定の基準への適合を示すために、エコマーク商品認定審査において事務局に提出する証明書（原則として提出義務を課すものである。ただし必要な事項が確認できる場合、申込者が別途作成した証明書に代えることができる。）

②申込者などの発行する証明書式に関する記入例

○解説

解説は、~~ローキンググループ~~基準策定委員会において議論された内容を公開し、透明性を確保するために記述するもので、以下に述べる補足説明事項などで構成する。

- ・ 環境的背景（当該商品類型の設定目的、当該商品類型と環境との関わりなど）
- ・ 対象商品の範囲、用語の定義などについての補足説明（必要な場合）
- ・ 認定基準として選定された各項目の策定経過およびその根拠の要約
- ・ その他、認定基準にかかる補足的説明

Ⅲ-1.商品類型見直しの方針

~~2007年9月~~
~~類型・基準制定委員会~~
~~エコマーク事務局~~

1. 商品類型見直しの考え方

有効期限のおよそ2年前を迎える商品類型については、以下の1)～3)のとおり、全面的な改定か、現行の有効期限をもって終了か、有効期限の延長のいずれを行うべきかを判断する。

- 1) 以下に該当すると判断される商品類型は、全面的な改定を行う。
 - ①基準値の引き上げなど基準内容のレベルを上げることにより、持続可能な社会への貢献が大きい。
 - ②科学的知見の向上、社会的情勢の変化により、解決すべき新たな環境問題が発生したため、既存の商品類型にはなかった基準を盛り込む必要がある。
 - ③商品類型を設定する目的、コンセプトを大幅に見直す必要がある。
 - ④供給者、消費者、中立機関の専門家や有識者などからの大幅な改定のニーズがある。
- 2) 以下に該当すると判断される商品類型は、現行の有効期限をもって終了とする。
 - ①関係者の指摘などにより、基準設定が不相当と判断された。
 - ②エコマークで商品類型の対象とする意義がなくなった。
- 3) 現行の認定基準を維持してさらなる普及、推進を図っていく必要があると判断される商品類型は、有効期限の延長を行う。この有効期限の延長は最大5年まで行うことができるものとする。なお、再延長を妨げない。

ガイドライン

Ⅲ. 商品類型の見直し

Ⅲ-2. 商品類型見直しおよび認定基準書の軽微な改定の手順

~~2007年9月~~
~~類型・基準制定委員会~~
~~エコマーク事務局~~

1. 商品類型見直しの手順

商品類型の見直しは、以下の手順による。

- 1) 有効期限のおよそ2年前を迎えた商品類型は、ホームページなどで、見直しについて幅広く意見を募集する。
- 2) 上記1) で寄せられた意見を踏まえ、類型企画戦略委員会において、商品類型の全面的な改定、現行の有効期限をもって終了、または有効期限の延長について審議、承認を得る。
- 3) 当該商品類型名および2) の見直しの概要をエコマークニュースおよびホームページ上に公表する。同時に、「世界貿易機関（WTO）」の「貿易上の技術的障害（TBT）に関する協定」に従い、IEC情報センターへ商品類型の見直し作業開始を通報するとともに、通商弘報を通じて通知広告を行う。
- 4) 全面的な改定を行う商品類型については、基準書改定のための手続きに入る。改定手続きは、「Ⅱ-2. 認定基準策定の手順」に準じて行う。改定にあたって、~~ワーキンググループ~~
基準策定委員会は上記1) で寄せられた意見を十分に考慮する。

2. 認定基準書の軽微な改定

認定基準書の軽微かつ部分的な見直しが必要となった場合には、1. によらず、以下の手順に従って改定を進めることができる。

- 1) 事務局は、当該認定基準の策定にあたった基準策定委員会メンバーや利害関係者などの意見を聞いたうえで、改定基準案を作成する。
- 2) ~~ワーキンググループ~~改定基準案を基準審議委員会で審議し、承認を得る。
- 3) 類型委員会で審議する。
- 4) 類型基準審議委員会の審議結果に基づき、財団法人日本環境協会が認定基準書を改定し、当該商品類型名および1) の改定の概要をエコマークニュースおよびホームページに和文と英文で公表する。同時に、「世界貿易機関（WTO）」の「貿易上の技術的障害（TBT）に関する協定」に従い、IEC情報センターへ認定基準書の軽微な改定を通報するとともに、通商弘報を通じて通知広告を行う。

規 程

I. ~~エコマーク類型・基準制定企画戦略~~委員会規程

~~エコマーク類型・基準制定企画戦略~~委員会（以下「~~類型委員会~~」という。）の設置は、エコマーク事業実施要領第1章3項に定めるところによる。

（所掌事務）

第1条 ~~類型企画戦略~~委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) ~~エコマークの普及・促進戦略の立案~~
- (2) ~~エコマーク商品類型の選定・見直し・廃止~~
- (2) ~~認定基準書の制定・改定~~
- (3) その他付随する事項

~~（ワーキンググループ）~~

~~第2条 類型委員会は、当該委員会の事務を実施する上で必要な認定基準案策定ワーキンググループ（以下「WG」）という。）をおくことができる。WGの設置にあたっては、別に定める「ワーキンググループ規程」に従うこととする。~~

（構成および委員の委嘱）

第~~3~~2条 ~~類型企画戦略~~委員会は~~4-5名以上2-5~~10名以内をもって構成し、その委員は~~エコマーク事務局および~~次に掲げる学識者などのうちから、財団法人日本環境協会理事長が委嘱する。

- (1) ~~環境保全、環境教育、環境経済、グリーン購入など~~に関する学識者
- (2) 関係行政機関、消費者~~関係団体、事業者関係団体などの問題~~専門家~~や~~などの有識者

（委員の任期）

第~~4~~3条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。~~再任は、この場合であっても原則として連続して10年を越えないものとする。~~

（委員長）

第~~5~~4条 ~~委員の互選により企画戦略委員会に~~、委員長をおく。

- 2 委員長は、~~類型企画戦略~~委員会を統轄する。
- 3 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

（~~類型企画戦略~~委員会の開催）

第~~6~~5条 ~~類型企画戦略~~委員会は、委員長が召集し、委員長はその議長を務める。

- 2 ~~類型委員会は、原則として年6回程度開催するもの会議は、非公開とする。~~

(会議の定足数および議決数)

第7.6条 会議は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし当該議事および議決について、あらかじめ書面により意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 会議の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 委員にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員が指名した委員代理が、出席し議決に参加できるものとする。

~~(規程の改廃)~~

~~第8条 この規程を改廃する場合は、類型委員会において、委員の過半数の同意を得て議決し、エコマーク運営委員会の承認を得ることとする。~~

(附則)

- 1 平成~~12~~22年~~10~~4月1日制定施行

規 程

Ⅱ.基準審議委員会規程

基準審議委員会の設置は、エコマーク事業実施要領第1章3項に定めるところによる。

(所掌事務)

第1条 基準審議委員会は、次の事項を所掌する。

- (1)認定基準案に対する専門的見地からの精査、検証
- (2)認定基準書の軽微な改定に対する専門的見地からの精査、検証
- (3)その他付随する事項

(構成および委員の委嘱)

第2条 基準審議委員会は10名以内をもって構成し、その委員は次に掲げる学識者などのうちから、財団法人日本環境協会理事長が委嘱する。

- (1)環境保全、LCA、資源循環、化学物質、生物多様性などに関する学識者
- (2)関係行政機関、消費者問題専門家などの有識者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 基準審議委員会に、委員長をおく。

- 2 委員長は、基準審議委員会を統轄する。
- 3 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

(基準審議委員会の開催)

第5条 基準審議委員会は、委員長が召集し、委員長はその議長を務める。

(会議の定足数および議決数)

第6条 会議は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし当該議事および議決について、あらかじめ書面により意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 会議の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 委員にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員が指名した委員代理が、出席し議決に参加できるものとする。

(附則)

- 1 平成22年4月1日制定施行

規 程

~~Ⅲ~~. ~~ローキンググループ~~商品分野別基準策定委員会規程

~~ローキンググループ~~商品分野別基準策定委員会（以下「~~WG~~基準策定委員会」という。）の設置は、エコマーク事業実施要領第1章3項に定めるところにより、認定基準を策定する商品分野ごとにその都度、設置する。

（所掌事務）

第1条 ~~WG~~基準策定委員会は、次の事項を所掌する。

- (1)認定基準案の作成
- (2)認定基準に関する技術的解釈

（構成および委員の委嘱）

第2条 ~~WG~~基準策定委員会は3名以上をもって構成し、その委員は商品類型に関する供給者、消費者および中立機関の専門家や有識者のうちから、財団法人日本環境協会理事長が~~WG~~G基準策定委員会の運営に必要な人選を行って委嘱する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、当該エコマーク商品類型について新たな見直しWGが設置の認定基準が制定されるまでとする。

（委員長）

第4条 ~~委員の互選基準策定委員会により~~、委員長をおく。委員長は、原則として中立機関の専門家や有識者をもって充てる。

- 2 委員長は、~~WG~~基準策定委員会を統轄する。

（~~WG~~基準策定委員会の開催）

第5条 ~~WG~~基準策定委員会は、委員長が召集し、委員長はその議長を務める。

- 2 会議は、概ね1～2ヶ月に1回の頻度で、全3～5回の開催を目安とする。
- 3 会議は、非公開とする。ただし、あらかじめ委員長が認めた者を、オブザーバーとして出席させることができるものとする。オブザーバーは議決に参加することができない。

（会議の定足数および議決数）

第6条 会議は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし当該議事および議決について、あらかじめ書面により意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 会議の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 委員にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員が指名した委員代理が、出席し議決に参加できるものとする。

~~（規程の改廃）~~

~~第7条 この規程を改廃する場合は、類型委員会において、委員の過半数の同意を得て議決し、~~

~~エコマーク運営委員会の承認を得ることとする。~~

(附則)

- 1 平成~~12~~2年~~10~~4月1日制定施行
- ~~2 平成19年9月25日改定施行~~